

山形地域地下利用対策協議会 会報

第57号 発行日:令和6年3月

令和5年度 定期総会を行いました

令和5年度の定期総会が7月18日に山形国際ホテルで開催されました。当日は会員事業所をはじめ来賓として農林水産省東北農政局地方参事官(各省調整)、山形県村山総合支庁長(代理人出席)、山形市議会議長から御出席いただきました。

鈴木会長のあいさつ、来賓からの祝辞に続き、議長に鈴木会長を選出し議事に入り、令和4年度の事業実施状況及び収支決算、令和5年度の事業計画案及び予算案について審議され、満場一致で承認されました。

総会の後には懇親会を行いました。会員の皆様の親交を深め、地下水の適正利用について情報共有しました。



総会の様子



懇親会の様子

冬季水田涵養事業を実施しました

協議会では平成19年から継続して地下水涵養事業を実施しています。この事業では冬期間の水田を利用し地下水涵養を行い、涵養量の調査を行っているものです。

昨年に引き続き立谷川扇状地の上・中部に位置する大森、上柳の水田で涵養事業を行いました。今年度は積雪量が少なく、枯れ葉や枝などのごみ詰まりが多く、維持管理しながら涵養量を確保しました。

冬期間の水田に水を張る地下水涵養は農作業への支障が無いことを確認しています。水田をお持ちの会員様は、ぜひ涵養事業への参加をお願いします。



雨水浸透施設メンテナンスを実施しました

山形市では、「山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱」に基づき雨水浸透施設の設置を推進しています。そこで協議会では雨水浸透施設の機能改善を目的に、高圧洗浄によるメンテナンスを実施しています。今年度は多くの応募がありましたが、選定した2つの事業所でメンテナンスを実施しました。

雨水浸透施設は蓋で覆われ内部の状況が確認しづらく、機能低下を見落としがちになります。定期的な点検が必要なものですので、募集の際はぜひご利用ください。

量水器の設置に助成

～適正利用は水量把握から～

協議会では、量水器を設置する場合に助成を行っています。助成額は、設置費用の半額とし上限額は8万円です。

井戸に量水器を設置して地下水の使用量を把握し、適正な量を揚水することで、地下水の保全や地下水障害の防止につながります。

地下水の適正かつ合理的な利用を推進するために、助成事業を活用して量水器の設置にご協力ををお願いします。



一災害時提供井戸 募集中です

令和6年能登半島地震により被害に遭われた皆さんへ心からお見舞いを申し上げます。

この度の地震では断水が長期化し、いまだに飲料水、生活用水の確保が困難な状況が続いている地域があります。改めて、災害時の地下水利用の体制づくりの重要性が増しています。

本協議会と山形市は平成16年に災害時における地下水提供に関する協定を締結しています。現在は42の井戸が災害時協力井戸として登録されています。水道復旧までのライフラインとして、地下水は非常に重要な資源です。協力可能な事業所を随時、募集しています。御協力いただける会員事業所の方は事務局までご連絡をお願いします。

～会員大募集～

地下水を利用して当協議会に未加入のお知り合いの事業所がございましたら、ぜひ勧誘をお願いいたします。

令和6年3月 発行

山形地域地下水利用対策協議会 会長 鈴木 隆一
〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3-25
(山形市役所環境部環境課内)
☎023-641-1212
(内線 684・685・676)

水質調査の実施について

協議会では、平成9年度から会員の皆様にご協力をいただき、地下水質調査を実施しており、今年度は10月に実施しました。

調査結果は対象事業所へお知らせしていますが、概要については定期総会で報告の予定です。

地下水汚染は一度発生すると長期間影響します。浄化には多大な費用と時間が必要です。未然に汚染を防ぐことが大切です。

また、事業所ごとに自主調査を行っている場合は、今後の参考資料とするため調査結果の提供をお願いします。

水質調査項目

- 重金属類：鉛、ヒ素、フッ素
- 有機塩素化合物：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
- 飲用水基準：一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、硝酸性及び亜硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、全有機炭素、pH、臭気、色度、濁度
- 溶解性鉄、溶解性マンガン

地下水関係の届出について

「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき、地下水を利用する場合は届出が必要です。

△新しく井戸を掘って地下水を採取する場合

設備の工事に着手する30日前まで届出

△設備等の変更をする場合

ポンプの吐出口断面積を変更するほか、地下水の使用用途を変更する場合は30日前まで届出

△井戸設備を相続、売買などにより譲り受けた場合

採取者の地位を承継した場合、承継した日から遅滞なく届出

△氏名、住所、法人の代表者などが変わった場合

氏名の変更等の日から遅滞なく届出

△地下水の設備を廃止した場合

廃止の日から遅滞なく届出

これらの届出は山形市役所環境課で受け付けています。

様式等は市HPに掲載しております。

地下水設備の定期的な確認をお願いします。